

特定非営利活動法人 かまがや地域情報の窓 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人の名称は、特定非営利活動法人「かまがや地域情報の窓」という。

(目的)

第2条 当法人は、鎌ヶ谷市民や事業者に対して「鎌ヶ谷ポータルサイト」を開設し市民生活に利便性のあるインターネットウェブ情報の提供により、まちづくりの推進を図る活動に関する事業を行い、鎌ヶ谷市民の生活と福祉向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類および事業活動)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (3) 事業活動は別途定款に定める内容に基づき進める。

第2章 会員

(正会員および賛助会員)

第4条

- (1) 正会員とは当法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人または団体をいう。
- (2) 賛助会員とは鎌ヶ谷市内及び周辺市町に在住し、この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体をいう。

(入会金及び会費)

第5条 会費は下記の額とし、年会費の納入は毎年年度末までに納入しなければならない。

- | | | | | |
|------------------|-----|-------|----------|---------|
| (1) 正会員 (個人) | 入会金 | 1000円 | 年会費 | 2000円 |
| (2) 正会員 (法人・団体) | 入会金 | 1000円 | 年会費 | 15000円 |
| (3) 賛助会員 (個人) | 入会金 | 0円 | 年会費 | 1000円 |
| (4) 賛助会員 (法人・団体) | 入会金 | 0円 | 年会費 (一口) | 5000円以上 |

(会員資格の喪失)

第6条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

第3章

(組織)

第7条 当法人は理事長1名、副理事長2名、理事(3名以上)および監事(1名以上)と事務局(若干名)を置く。

(役員を選任及び職務)

第8条 理事及び監事は、総会において選任する。理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
2. 理事長は、当法人を代表し、その業務を統括する。副理事長は、理事長を補佐する。理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し当法人の業務を執行する。監事は、理事の業務執行の状況を監査し、当法人の財産の状況を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
4. 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。また役員が心身の故障や職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することが出来る。

第4章 総会

(種別)

第10条 当法人の総会は通常総会および臨時総会の2種とし、正会員をもって構成する。

(開催)

第11条 通常総会は理事長が招集し毎年1回開催する。総会は当法人の最高議決機関であり、正会員総数の2分の1以上の出席を得て成立する。

2. 臨時総会は、定款に定めた基準に基づき必要に応じ随時開催する。
3. 総会の議事は、定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

総会議事録に関しては、選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成および運営・開催)

第12条 理事会は理事をもって構成し、総会において議決した事項および当法人の運営・執行を行こなう。

2. 理事会は理事長が招集し、議長を務める。理事会の開催にあたっては、あらかじめ会議の日程・内容等について、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。また審議事項および決議した内容に関しては議事録を作成する。

第6章 資産及び会計

第13条 当法人の資産は総会の議決を経て理事長が管理する。また理事のうち1名が会計の職務を行こなう。

2. 当法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、および収支報告書等の決算に関わる書類は毎事業年度終了後すみやかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
3. 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

附 則

1. この規約は、当法人成立の日から施行する。
2. 当法人の設立当初の事業年度は、成立の日から平成16年3月31日までとする。
3. この規約に記載なき事項は、「特定非営利活動法人 かまがや地域情報の窓」の定款に準拠するものとする。